（装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示の一部改正）

第八条　装置型式指定規則第五条第一項及び共通構造部型式指定規則第五条の二の国土交通大臣が告示で定める国を定める告示（平成十三年国土交通省告示第千八十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一

| 特定装置の種類 / 国及び規則上の国番号 | 規則番号 | 1 ドイツ連邦共和国 | 2 イタリア共和国 | 3 オランダ王国 | 4 スウェーデン王国 | 5 ベルギー王国 | 6 ハンガリー共和国 | 7 チェコ共和国 | 8 スペイン王国 | 9 セルビア共和国 | 10 ラグレー及び北アイルランド連合王国 | 11 オーストリア共和国 | 12 スイス連邦 | 13 ノルウェー王国 | 14 フィンランド共和国 | 15 デンマーク王国 | 16 アイルランド | 17 ポルトガル共和国 | 18 ルーマニア | 19 ボスニア・ヘルツェゴビナ | 20 ロシア連邦 | 21 ギリシャ共和国 | 22 クロアチア共和国 | 23 スロベニア共和国 | 24 スロバキア共和国 | 25 チェコ共和国 | 26 ベラルーシ共和国 | 27 ウクライナ | 28 南アフリカ共和国 | 29 ニュージーランド | 30 太韓民国 | 31 マレーシア | 32 タイ王国 | 33 アルバニア | 34 モンテネグロ | 35 北マケドニア共和国 | 36 アゼルバイジャン共和国 | 37 欧州連合 | 38 アルメニア | 39 ウズベキスタン | 40 キルギス共和国 | 41 ジョージア | 42 サンマリノ | 43 モルドバ共和国 | 44 ベラルーシ共和国 | 45 ウクライナ | 46 南アフリカ共和国 | 47 ニュージーランド | 48 太韓民国 | 49 マレーシア | 50 タイ王国 | 51 アルバニア | 52 モンテネグロ | 53 北マケドニア共和国 | 54 アゼルバイジャン共和国 | 55 アルメニア | 56 ウズベキスタン | 57 キルギス共和国 | 58 ジョージア | 59 サンマリノ | 60 モルドバ共和国 | 61 ベラルーシ共和国 | 62 ウクライナ | 63 南アフリカ共和国 | 64 ニュージーランド | 65 太韓民国 | 66 マレーシア | 67 タイ王国 | 68 キルギス共和国 |
|---|---|---